

○ 委員長報告

1 2月定例会本会議で報告された建設委員長報告は、以下のとおりです。

令和5年12月定例会

建設委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、土木部の補正予算案の概要と早期執行についてであります。

このことについて一部の委員から、今回追加計上した補正予算案の概要と事業の早期執行への取組みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用し、県民の安全・安心を確保するため、約279億円の経費を計上している。

具体的には、肱川の緊急治水対策をはじめとする河川整備のほか、港湾、海岸保全施設や土砂災害防止施設の整備、大洲・八幡浜自動車道などの道路整備や橋りょう補修等の老朽化対策、盛土規制法の施行に伴う基礎調査の実施、国直轄事業への負担金などである。

事業効果の早期発現のほか、施工時期の平準化や景気の下支えに繋げるため、今後、速やかに執行計画を策定し実行に移すとともに、執行体制を強化し、工事の円滑化や早期執行に努める旨の答弁がありました。

第2点は、盛土対策の推進についてであります。

このことについて一部の委員から、盛土規制法が今年5月に施行されたが、盛土対策の推進について、具体的な内容と今後の取組みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県では、規制区域内の土地で過去に行われた盛土等の実態を把握し、安全性を確認する必要があることから、松山市を除く県下全域を対象にして、盛土等の分布調査を行う経費を今回の補正予算案で計上しており、今年度中に発注し、来年度にかけて既存盛土等の位置図を作成することとしている。

基礎調査の後、抽出された盛土等について、現地調査などにより安全性等を確認し、必要に応じて応急対策などを検討していく旨の答弁がありました。

第3点は、湧水対策についてであります。

このことについて一部の委員から、取水制限が実施されるなど、渇水の影響がでていますが、その対応はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県内では、9月以降の少雨の影響により、主要ダムの貯水率が平年を下回っていたため、10月から、庁内で情報共有を図るなど、渇水に備え、11月には、渇水状況の進行に即応して、警戒レベルを一段階引き上げ、県有施設での節水の徹底、県民への情報発信や節水への意識啓発など、対応を強化している。

また、取水制限に関連して、水資源の確保については、水を供給する側の取組みだけでなく、使用量の節減や雨水の有効利用など、水を使用する側の取組みも進めていく必要があると考えている旨の答弁がありました。

このほか、

- ・土木部所管施設の指定管理者の指定状況
- ・新夜昼トンネルの整備
- ・冬期路面对策

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。